

議案第40号

指定管理者指定の件（西宮市立山東自然の家）に関する意見決定の件

西宮市立山東自然の家の指定管理者を指定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和4年11月7日提出

西宮市教育委員会教育長 重松 司郎

(別 紙)

指定管理者指定の件（西宮市立山東自然の家）に関する意見

西宮市立山東自然の家の指定管理者指定の件については、異議ありません。

令和4年11月7日

西宮市教育委員会

以下、市議会議案書（案）

議案第 号

指定管理者指定の件（西宮市立山東自然の家）

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和4年12月 日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

位置 朝来市山東町栗鹿2179番地

名称 西宮市立山東自然の家

2 指定管理者となる団体

朝来市山東町栗鹿2038番地1

一般社団法人 山東自然の家

代表理事 中島正之

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(参考)

○提案理由

西宮市立山東自然の家の指定管理者を指定するため。

以下、市議会説明資料（案）

西宮市立山東自然の家の指定管理者の指定について

西宮市立山東自然の家について、令和5年4月1日から指定管理者による管理運営を行うため、「西宮市立山東自然の家条例」及び「西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づき、指定管理者の指定にかかる一連の手続きを進めてきました。

その結果、下記のとおり、指定候補者を選定しましたので、本12月市議会に同候補者を指定管理者とする議案を付議するものです。

選定の概要等は下記のとおりです。

記

1 指定候補者

所在地 兵庫県朝来市山東町粟鹿2038番地1

団体名 一般社団法人 山東自然の家

代表者 代表理事 中島正之

2 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日（1年間）

3 指定管理対象施設

所在地 兵庫県朝来市山東町粟鹿2179番地

名 称 西宮市立山東自然の家

4 指定管理者が行う業務

- (1) 山東自然の家の使用の許可、不許可、取り消し、停止及び制限に関する業務
- (2) 山東自然の家の使用料の徴収、減免及び還付に関する事務
- (3) 山東自然の家の施設、設備及び備品の維持管理
- (4) 山東自然の家の食堂運営業務
- (5) 自然学校の受け入れ
- (6) 一般利用者の受け入れ
- (7) 市及び朝来市主催事業参加者の受け入れ
- (8) 設置目的を達成するために参加者を募って実施する自主事業
- (9) 山東自然の家の管理運営に関する事業報告
- (10) その他、モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等山東自然の家の設置目的を達成するため市が必要と認める業務

5 選定過程

- (1) 現在の指定管理者を指定予定者として非公募による選定を行うことを決定
令和4年6月
- (2) 指定予定者に指定管理者選定における基本的事項を提示
令和4年8月9日
- (3) 質疑の受付期間
令和4年8月15日から令和4年8月22日
- (4) 申請書類提出期間
令和4年9月2日から令和4年9月9日
- (5) 指定候補者選定委員会
第1回 令和4年8月25日（施設概要の説明、審査基準・採点方法の審議等）
第2回 令和4年10月11日（指定予定者によるプレゼンテーション、質疑応答、採点結果の確定、答申書の提出）

6 指定候補者の選定方法等

(1) 選定の方法

指定候補者の選定に当たっては、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、学識経験者等4名の委員による指定候補者選定委員会を設置し、指定予定者を指定候補者とすることの妥当性について同委員会に諮問した。
選定委員会において、指定予定者の概要・財務状況等、施設管理運営実績、管理に係る事業計画、収支計画等について、設定した審査基準に基づき、審査が行われた。

【西宮市立山東自然の家指定候補者選定委員会 委員一覧】

選出区分	名前	所属等
野外活動等の専門的知識を有する学識経験者	日野 健太郎	一般財団法人野外活動協会 事務局長
収支予算など財務面の専門的知識を有する学識経験者	岸本 孝二	堂島総合法律事務所 弁護士
自然学校利用者関係者（保護者）	西井 美和	西宮市P.T.A協議会
自然学校利用者関係者（小学校）	藤田 佳樹	西宮市立小学校長会

(2) 選定基準

- ① 事業計画書による山東自然の家の運営が、市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- ② 事業計画書の内容が、山東自然の家の目的、役割を最大限に發揮させるものであり、効率的な管理運営が図られるものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- ④ 事業計画書の内容が、地域に根差した施設として、地域との良好な信頼関係の

構築が図られるものであること。

- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、指定候補者が山東自然の家の管理運営に十分な能力を有しているものであること。

(3) 審査基準

別紙1のとおり

(4) 評価結果

総合得点 69.0点／100点

選定基準	配点	得点
1 市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがない	15	12.5
2 施設の目的、役割を最大限に發揮させるとともに効率的な管理運営が図られている	50	31.0
3 管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有する	25	16.25
4 地域との良好な信頼関係の構築が図られている	10	9.25
合 計	100	69.0

(付帯意見)

当該団体を指定管理者の候補者として選定するにあたり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、申請内容の誠実かつ確実な履行を望みます。

- ① メリハリの効いた予算配分を行うとともに、経費削減の努力をなお一層行っていただきたい。
- ② 夜間対応について、より利用者が安心できる体制の検討をお願いしたい。
- ③ 自然学校の中核施設として、山東自然の家が中心となって、より専門性の高い人材育成のための取り組みを進めていただきたい。

(5) 選定委員会の答申（選定理由）

西宮市立山東自然の家の指定候補者の選定にあたって、「一般社団法人 山東自然の家」が提出した事業計画書等により、事業計画、管理運営体制及び収支予算等を審査基準に基づき総合的に評価した結果、指定期間内において当該施設を適切に管理運営する能力を有していると判断されることから、同法人を指定候補者とすることは妥当であると判断した。

7. 指定候補者の決定

選定委員会からの答申を受け、一般社団法人 山東自然の家を指定候補者とした。

西宮市立山東自然の家の指定候補者選定における審査基準	
選定基準	配点
○ 審査項目	
1 市民の利用に関し不當に差別的取扱いが行われるおそれがない	15
① 団体の基本理念・方針が本施設の設置目的に沿うものとなっているか。	5
② 公の施設としての管理・運営の考え方方が適切であるか。	5
③ 個人情報保護の認識及び情報公開への取組みは適切なものとなっているか。	5
2 施設の目的・役割を最大限に發揮させるとともに効率的な管理運営が図られている	50
① 自然学校をより充実させる具体的な提案となっているか。	5
② 一般利用者の増加に向けた具体的な提案となっているか。	5
③ 地域資源(人的、物的)を生かした魅力的な事業や企画が提案されているか。	5
④ 施設の設置目的を果たすための主催事業の計画が提示されているか。	5
⑤ 利用者の要望、意見等を把握し、反映する仕組みが取られているか。	5
⑥ 食事サービスの提供についての考え方方が適切なものとなっているか。	5
⑦ 食物アレルギーを持つ利用者への配慮がなされているか。	5
⑧ 安全性、利便性を確保・向上するための施設設備の保全・改修計画が考えられているか。	5
⑨ 経費縮減、効率的な運営についての考え方方が適切であるか。	5
⑩ 提案内容との整合性が取れた、実現可能な収支計画となっているか。	5
3 管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有する	25
① 団体の経営が安定しており、施設管理を継続安定的に行うことができるか。	5
② 適切な人員や有資格者を配置しているか。また、指揮命令系統に問題はないか。	5
③ 職員の人材確保・育成についての計画・考え方は適切か。	5
④ 事故防止、防犯、防災に関する取り組み及び事故発生時等の緊急対応策は適切か。	5
⑤ 感染症予防のための必要な対策が立てられているか。	5
4 地域との良好な信頼関係の構築が図られている	10
① 地域住民との関係についての基本的な考え方で信頼関係を築く姿勢が見られるか。	5
② 地域への貢献や緊急時の対応を重視し、積極的に地元雇用に努めているか。	5
合計点	100
【採点方法】 0～5の6段階評価	
5…優れている、4…良好である、3…十分である、	
2…やや不十分である、1…不十分である、0…不適格である	

令和4年10月18日
(2022年)

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎 様

西宮市長 石井 登志郎

指定管理者指定の件（西宮市立山東自然の家）に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、西宮市立山東自然の家の指定管理者を指定するに当たり、西宮市教育委員会の意見を聴取します。